

デジタル庁
○ 総務省 令第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後

改正前

第十九条の二 法別表第一の二十の二の項の主務省令で定める事務は、防衛省の職員の給与等に
関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二條第一項の療養の給付又は入院時食
事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、高額療
養費若しくは高額介護合算療養費の支給に関する事務とする。

第四十五条 法別表第一の五十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇五 略〕

六 雇用保険法施行規則第一百十條第二項の特定就職困難者コース助成金、同令第一百十條の第三
三項の障害者トライアルコース助成金、同令第一百十八條の第二十項の障害者正社員化コース
助成金、同令第二百二十五條第五項の障害者職業能力開発コース助成金、同令附則第十五條の
五第六項の成長分野等人材確保・育成コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正す
る省令（令和三年厚生労働省令第八十一号）附則第二條第九項の規定によりなお従前の例に
よることとされた同令第一條の規定による改正前の雇用保険法施行規則第一百十五條第十八号
の障害者雇用安定助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二條第十五
項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一條の規定による改正前の雇用保険
法施行規則附則第十五條の五第六項の障害者初回雇用コース奨励金の支給に関する事務

〔新設〕

第四十五条 〔同上〕

〔一〇五 同上〕

六 雇用保険法施行規則第一百十條第二項の特定就職困難者コース助成金、同令第一百十條の第三
三項の障害者トライアルコース助成金、同令第一百十八條の第二十項の障害者正社員化コース
助成金、同令第二百二十五條第八項の障害者職業能力開発コース助成金、同令附則第十五條の
五第十三項の成長分野等人材確保・育成コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正
する省令（令和三年厚生労働省令第八十一号）附則第二條第九項の規定によりなお従前の例
によることとされた同令第一條の規定による改正前の雇用保険法施行規則第一百十五條第十八
号の障害者雇用安定助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二條第十
五項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一條の規定による改正前の雇用保
険法施行規則附則第十五條の五第六項の障害者初回雇用コース奨励金の支給に関する事務

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この命令は、令和五年四月一日から施行する。